

委員会審査の報告

(12月定例会で委員会に付託された議案等の審査を行いました。)

総務企画委員会

委員長 二宮 淳

◆大洲市コミュニティセンター条例の制定について

説明 地域自治組織再編方針に基づき実施する公民館のコミュニティセンター化に伴い、その設置に関し必要な事項を定めるもの。

問 指定管理者に管理を行わせる場合の市と指定管理者の維持管理費用の内訳はどうなっているか。

答 必要な経費を積算したものを指定管理料として自治会へ支払い、自治会はその中で施設の管理を行っていく。一方で、大規模修繕や工事など指定管理における協定以外の費用は市が負担する。

問 指定管理者が独自に購入した備品等は指定管理料として認められるか。

答 地域の事業実施のため購入する備品等は、自治会の負担となるが、独自事業を実施するため必要となる自治会負担に対しては、新年度以降、新たな補助金制度の創設を予定しているため、それらの利用をお願いしたい。

要望 指定管理移行当初は様々な混乱があると思うが、スムーズな運営ができるよう説明を十分お願いしたい。最初から100点の計画はなく、見直しをしながら不都合があれば修正しつつ運営することが大事であり、自治会との綿密な連携のもと柔軟な体制で移行してほしい。

◆請願第7号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願

趣旨 女性差別撤廃条約の実効性を高めるため、同条約の選択議定書を2022年9月現在、条約締結189か国中115か国が批准しているが、条約を批准している日本は、未だ選択議定書を批准していない。選択議定書には、権利の侵害を個人が国連差別撤廃委員会に通報できる制度と、同委員会が事案の調査を行うことができる制度が規定されており、女性の人権保障の国際基準として、重要な役割を果たすことが期待されている。このことから、国に対し、司法制度や立法政策との関連課題等が解決されるよう環境整備を進め、速やかに女性差別撤廃条約の選

択議定書を批准することを求める意見書を提出するよう要請されているもの。

意見 この条約は他の人権に関する条約を留意して締結されている条約であり、決して女性のためだけのものではない。働き方改革で女性が社会に進出している中、性別で仕事、賃金、育児などの面で差別されないよう門戸を広げてほしいという趣旨であり、意見書を採択したい。

批准した場合に裁判所が条約の適用に積極的になり、国内の裁判であっても条約を直接適用する可能性が大きくなったり、性差別による法整備が進むなどメリットもあるが、国際的な問題も出ているため、国がしっかりと責任をもって検討することが必要であり、趣旨採択が妥当である。

請願の中で日本は世界経済フォーラムが発表した順位で146か国中125位とされているが、これは経済、政治参画、健康、教育の4分野で順位を出している。このうち日本が低いのは政治参画のみで、これをもって女性が差別を受けていると判断するのは早計であり、趣旨採択としたい。

条約の締結は国の専権事項と理解しており、趣旨採択が妥当である。

審査結果 趣旨採択

厚生文教委員会

委員長 村上 常雄

◆大洲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

説明 訪問看護ステーションを新たに設置しようとするもので、現在実施している在宅での診療補助を目的とした訪問看護に加え、訪問看護ステーションを設置することにより、介護保険法に基づく訪問看護を併せて行い、在宅医療の充実と推進を図ろうとするもの。

問 新たに介護部門での対応も可能となり、いわゆる「看取り」まで行うことになるが、午前8時30分から午後5時15分の開所時間以外の時間でも対処は可能か。